

令和元年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和元年12月6日(金) 午前9時31分～午後0時11分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	石川信夫	委員	○	相澤康男
〃	○	秋山幸男			
			出席 5人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
総合政策部長	小谷野雅美	総務部長	梅山孝之
市民生活部長	山中利明	会計管理者	小川幸男
総合政策課長	福田充男	市民協働推進課長	野口範雄
総務人事課長	直井満	財政課長	五月女治
契約検査課長	黒川信夫	税務課長	倉井和行
安全安心課長	関久雄	市民課長	木村一枝
環境課長	坂本秀夫	行政委員会事務局長	大島浩司
秘書室長	高山正勝		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 中村節子議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 岡本鉄男委員長

3. 概要録署名委員の指名 相澤康男委員

4. 事 件

(1) 付託議案等審査について

補足説明 なし

現地調査 なし

議案第44号 令和元年度下野市一般会計補正予算(第6号) 【所管関係部分】

≪質疑・意見≫

[歳入]

15款2項1目 総務費国庫補助金

- 相澤委員：個人番号カード交付事務費補助金について、国でかなり力を入れているが、本市での普及率、登録者数はどの程度か。消費税還元のメリットはどの程度あるのか、それによって登録者数がふえたかどうか伺う。
- 市民課長：マイナンバーカードの普及率は、10月末現在で本市では13.2%、国では約14%となっている。
- 相澤委員：普及率が国、全体より低いというのは何が原因と考えているか。
- 市民課長：本市では早くから住基カードの普及に取り組んでおり、所持されている方が多いことでマイナンバーカードの取得者が少ないと思われる。
- 相澤委員：住基カードは今も動いているのか。印鑑証明等が取れるカードだったと思うが。
- 市民課長：住基カードについては、マイナンバーカード交付が平成28年1月から始まったため、12月で交付が終了している。使用できる期間が残っている方については、印鑑証明・住民票等もコンビニで交付できるということで、切り替えが来た時にマイナンバーカードに切り替えようと思っている方が多いことから、途中での切り替えをしようとする方が少ないと思われる。
- 相澤委員：私も切り替えたが、かなり便利になるということを市でもっとアピールして普及させれば、事務の軽減もできる。いろいろな書類が安く取れるということをアピールして、もっと普及させたほうがいいと思う。
- 市民課長：普及については国でも力を入れており、市民課においても9月に条例を改正し、印鑑登録証を持っていながらマイナンバーカードも交付することができるということで条例改正している。今後、広報に掲載予定であるが、マイナンバーカードの受け取りについても、来年1月から第2日曜日の午前中を受け取りのために開庁することを考えており、つくりやすい環境を整えたいと考えている。
- 相澤委員：国全体でやっていくというものに関しては、広報に集中して何回

載せているんだというくらいに載せて、メリットを市民の方にアピールしていくべきだと思う。極端な話、3カ月や半年同じようなことを掲載し、現在の普及率、登録者はこのくらいということを出してもいいのではないか。市民も生活しやすいカードなので、普及率をもっと高めて国の倍ぐらいの普及率を目指してやっていってほしいと思う。

- 秋山委員： 関連して、住基カードを取得しているマイナンバーカードの普及がなかなか進まないという話であるが、現在どのくらいの方が住基カードを持っているのか。期限切れという話があったが、期限切れによって自然増加、このほうが便利だからとマイナンバーカードへ変更する方も多いと思うが、そのような方が期限が終了してマイナンバーカードを取得する状態になった時に、市としての普及率、取得率は何%になるのか。それと、所持している方は便利である実感があると思うが、あまり使用しない人、1年に1回も使わないという人はメリットがなかなか感じられない。国ではキャッシュレス決済によって5,000円までという、国会でまだ通っていないが13兆円の予算を考えているようだが、なかなかメリットがない。行政サイドでは住民にカードを持っていたらよかったおかげでメリットがあるということを感じていないので、普及に対して力があまり入っていないのではないかと思う。カードによりコンビニ交付ができるため、人件費の削減につながるということが一般市民はわからない。事務方として、普及すればこんなメリットがあるから、もっと普及しなければならないという意欲がないので、言われれば広報を通して何らかの手段でという程度に感じられる。熱意が伝わってこない。国でも力を入れていてもなかなか20%もいかず、国の施策としてもっとメリットのあるものを打ち出してくれれば、各地方自治体もカードに対しての取り組みに一生懸命になってくるかと思うが。つかみでいいので、このくらいの普及率を見込むということでもいいのでお願いします。
- 市民課長： 住基カードを持っている方が約2,000人いるため、その方たちが期限切れになると3%ぐらい上乗せされると思っている。

[歳出]

2款1項12目 市内公共交通推進費

- 石川委員： 広域連携バスPR映像作成業務は、どのようなものを作成されるのか。どのようなPR効果を見込んでいるのか伺う。
- 安全安心課長： 広域連携バスPR映像作成業務の委託料は、映像を作製した後、1市2町でのホームページ等での公開と合わせて、東京の有楽町にあるふるさと回帰支援センターの移住セミナー等でのPR等を考えている。
- 石川委員： 印刷製本費について、当初163万2,000円とっていたと思うが、実際には減額となり50万円程度しか使っていない。当初の見込みよりずいぶん

使われていないが、事業への支障はないか伺う。

- 安全安心課長：当初予算計上の段階では、ポスターやチラシによって1市2町のバスのPRを進めて行く予定であったが、財源確保の地方創生推進交付金申請の段階で、国や1市2町の担当者といかにして補助金を確保できるか検討した段階で、ポスターやチラシだけではなくPR映像を作製したほうが補助金の認定がされやすいというアドバイスもいただき、当初とった印刷製本費の中から一部をPR作成業務委託料とした。

2款1項15目 消費者行政費

- 石川委員：特殊詐欺撃退器設置費について、補助率や機器本体の価格を伺う。
- 安全安心課長：現在、市で保有している撃退器を貸し出している。今回補助金として計上したものは、貸し出しの撃退器に限りがあり、順番待ちをいただいている状況である。貸し出しについては、一年間貸して、回収し次の方に貸すという状況であるが、回収の段階で引き続き使いたい、あるいは販売してもらえないかという要望がかなりあり、他市町でも最近貸し出しのほかに、補助金を導入しているところもあるので、今回補助制度を作るような形で考えている。補助率については4分の3で上限が一万円ということ考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第45号 令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第46号 令和元年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第50号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

《質疑・意見》

- 相澤委員：村尾議員の質問でもあったが、改正案では、自治会長が特別職から外れるということで、このことについて詳しくお聞きしたい。これは国の方針によるものか。自治会長になる方が私的な形で契約していくということになるとどのようになるのかと。田舎のほうは慣例的に行っている部分があるので多少はもつかと思うが、都市部では難しいのではないかと考えている。この私的にという部分は、契約などを自治会長になる方と交わすことになるのか。そのような心配があるので、今後、自治会組織がどのようになっていくのか一連の説明をお願いしたい。
- 市民協働推進課長：自治会長については、特別職の非常勤からは外れる形になるが、自治会の中で決めていただく自治会長と市で非常勤の特別職ということで自治会長に広報の配布や調整をお願いしているが、自治会の中で決めていただく自治会長が基本となるので、それがなくなるということではない。それと特別職の報酬から削除されるわけだが、現行通りという形で各種の調整は続けているので、今回の改正によって、次年度から大きく変わることが無いよう規則の改正等を今後行っていきたいと考えている。私人ということで説明しているが、特段契約のようなものを結ぶことは考えていない。
- 相澤委員：今まで研修ということで、年に一回くらいは一泊で行っていた。そのたびに問題があるようなところを自治会長として見聞きしたほうがよいということで年に何回か実施していたわけである。そのようなものについて今の話だと、各自治会が勝手に行っているという形になり、市民協働推進課は必要なくなってしまうのではないかと。現在、自治会は市民協働推進課でバックアップしてもらっているわけである。そのあたりの繋がりがなくなってしまうのは、今までのように、市でバスを出すといった関係がなくなってしまうような感じがする。
- 市民協働推進課長：非常勤特別職とはならなくなるが、市としては現在の自治会長の設置規則は残すことで考えている。なので、非常勤特別職の公務員ではないが、今まで通り研修ややっていただく内容については、今年度と同じ形で次年度もお願いすることで、バックアップや支援等も行っていくことで対応していきたいと考えている。
- 相澤委員：細かい話になるが、各種の特別職、国勢調査の時に業務中の事故等に対して保険に加入する。自治会長は私的ということになるので、そのようなものはなくなると理解してよいか。
- 市民協働推進課長：公務員ではなくなるという部分で公務災害は受けられなくなるが、現在それに代わる保険に加入する方向で検討している状態であ

り、保険のほうもこのような形で法令の改正があり、どのような形になるという提案ができていない部分もあるので、年度内には調整した上で加入するというので、今までと変わらない方向で対応したい。

- 秋山委員：今の自治会長の関連で、今まで市の非常勤の特別職という位置づけがされていたので、均等割の5万円とか金額的な報酬が支払われていたが、この前の小谷野部長の答弁だと同じような形にするとのことだったが、条例に位置付けられているので当然支払われるべきですよ。私的なことで労務契約みたいなものを結ばないという話をされたが、こういう条件でと契約していれば支払いはされるが、何の裏打ちもないものを今まで通り支払うというのはいかがなものか。その辺りどう位置づけるのか。
- 市民協働推進課長：現在の報酬部分については、今回の条例改正に伴い削除される形になるが、均等割、世帯割は、規則の改正が予定されているのでその中に明記する形で考えている。
- 秋山委員：規則の中でちゃんと明文化するというので、安心した。また、この中で農業委員協力員を削るということだが、削ってどうするのかと思ったら、地域自立支援協議会というのを設立するというので間違いないか。協議会を設立してそこに入るということか。
- 総務人事課長：農業協力員は、平成28年度の法改正により昨年の改選時に廃止になった。地域協力自立員とは別のものである。
- 秋山委員：この制度が発足して間もないですよ。位置づけをするときに意見申し上げたと思うが、国の施策であれば覆すことはできないと思い、最終的には賛成した。この協力員を廃止して、この人たちは今まで俺たちはなんだったんだということになる。協力員の取り扱いについて、市では説明する責任があると思う。こういう施策になったから協力員ということで農業施策にご協力願うと、お願いしておいて、制度が変わったので必要じゃありませんよということですよ。農業委員とコラボして活動してきた中で、農業委員だけで対応できるという市の判断だけで必要ないとされれば、今まで一生懸命やってきたのに、という気持ちになると思う。市としてどんな考えか伺う。
- 総務人事課長：今回非常勤特別職から農業協力員を落とさせていただいた。昨年度、農業委員改選の時期に合わせて協力員を削除したと聞いた。その代わりに農業委員会のほうで別の委員を設置したと伺っているが、総務人事課ではそこまで把握していない。昨年の時点で協力員はいなかったもので、今回の非常勤特別職からは外させていただいた。
- 秋山委員：昨年度とおっしゃったが、30年度の決算には協力員の年2万円という報酬は支払われていないということか。なくしたのに支払っていたらおか

しい。

- 総務部長： 制度が変わり、制度改正時に担当課で旧制度の委員、新制度の委員がそれぞれの役目を十分協議の上、制度の移行を図ったと思うが、制度がなくなったことで決算はどうかということだが、手元に資料はないが年度の途中に変わったのであればその期間分は払っているということも考えられる。今確認していないのでゼロとか、どの期間分を払ったかはわかりかねる。
- 秋山委員： 去年からなくなったということだが、条例制定しているわけですよ。農業委員会の会議の中で決められることなのか。条例改正をして初めてなくすことができるわけですよ。農業委員会で必要ないからとか簡単に決められることではない。農業委員会で昨年廃止したとはどういうことか。
- 総務部長： 今回改正するにあたり、従来のものについても各課に照会をかけて確認したところ、制度の改正時に本来ならば落とすべきだったが、漏れていたため今回あわせて整理することになった。
- 秋山委員： 今回整理をしてというのは分かるが、去年からなくしたという話であるから、報酬が支払われているのかどうか確認していただきたい。

— 暫時休憩 —

- 総務人事課長： 先ほどの秋山委員のご質問にお答えする。農業委員会の決算であるが、先ほど協力員は昨年度中に廃止となったとお話ししたが、廃止になったのは29年度いっぱいであった。29年度は委員への支出をしているが、30年度については支出していない。本来であれば、29年度末で廃止となった時に条例改正すれば良かったが、行き違いがありその時に落とすことができなかった。今後このようなことがないようにしたい、大変申し訳ありませんでした。
- 磯辺副委員長： 第5条の(4)に報酬及び給料のない職員という文言があり、これはどのような方なのか。
- 総務人事課長： 報酬がある職員と給料がない職員が公務災害等にあった時の話であるが、当条例では給与支払いの非常勤職員を想定していなかったため、給料の文字を追加した形となる。
- 磯辺副委員長： 報酬のない職員を、今回は、報酬及び給料のない職員と直すわけであるが、報酬及び給料のない職員とはどういう人がいるのか。
- 総務人事課長： 例えば充て職で給料を支払っていない方が対象となると思う。土木事務所の所長に非常勤特別職として何かの委員になってもらっている。

て、支給しない場合など。委員の外部委託で、土木事務所や県南健康福祉センターなどの所長等に入っただいて委員になった時に、給与も報酬も支払わないためそのような方が対象となると思う。

○磯辺副委員長： そういう方はおおもとの自分が属している所で報酬が支払われているので、市からは支払っていないということか。了解した。

○磯辺副委員長： 職員倫理条例での扱い方を決めている。倫理条例の対象となる職員は、1号も2号もあわせて会計年度任用職員を除くとなっているが、そうすると会計年度任用職員は倫理条例の対象とならないと読んだが、それでよいのか。

●総務人事課長： ご指摘のとおり対象から外すことになっている。

○磯辺副委員長： そうすると会計年度任用職員の倫理上求められるものは、どこで担保していくのか。一応公務員である。ほかに会計年度任用職員について、規律や守るべきことをお願いしていくことは何かで決まっているとか、所属長が責任を持って教える等何か必要だと思うが、服務規程がほかにあるならばいいが、倫理条例から外すというのはどうなのかと思う。

●総務人事課長： 会計年度任用職員については、地方公務員法の公務員ということになるので、服務規程が適用される形となる。

○磯辺副委員長： この倫理条例の対象から外すとすると高度な倫理観はあえて求めないと読めるが、市民に対して公平であれとか市民に信用されるように働くようにというようなことも書いてあるが、含めておいてもいいのではないかと思うが、あえてこのように外していくというのには意味があるのか。結局、たった1年の任用期間なのでそこまで求めないということか。一般の職員はこれが求められているということなので。

●総務人事課長： 倫理条例からは会計年度任用職員は外すが、そのほかに懲戒処分、分限処分等があるため、懲戒になるようなことがあればその都度その職員には処分を課す予定である。その辺は会計年度任用職員へは周知していきたいと思う。

○磯辺副委員長： 倫理条例の趣旨は大事なことで、公務員全体に求められている。分限処分、あるいは地方公務員法で決まっていること、服務規程、それ以上の高潔な倫理観というものを公務員に求めるということで、理念的なところはあるが、対象から外してもこの精神については所属長などが教育していくべき内容かと思う。どこの市町村でも外しているからこうされているとは思いますが、この精神は大切なことだと思うので、例え外しても教育されていくのが大事だと思う。市民に対して公平であれとか、公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為をしないと書かれているので、公務員として大事な姿勢かと思うので、教育していただきたいと思う。なぜこのように言

うのかというと、かつて企業情報の流出や情報を売る等の事件があった。例えばベネッセなどたくさんの個人情報の流出があって、それは一時的に仕事をしている方が行ったというようなことであった。市民に対して公平とは違うが、公務員であることの規律はいつも教えていただきたい。個人情報に接することもあるので、よろしく願います。

●総務人事課長： 議員のおっしゃるとおりであるので、会計年度任用職員、また所属長へは十分に周知徹底していく。

○磯辺副委員長： 広報しもつけの就職という欄に、会計年度任用職員の募集が載っていた。現在働いている、4月から会計年度任用職員になる方、加えて新しく入ってくる人ということになる。そうすると4月からはパートタイム、フルタイムで総勢何人になる予定か。

●総務人事課長： 概算で350名前後になると思う。

○磯辺副委員長： 先ほど言ったように、これほどたくさんの方が、正職員でなく市の仕事を担うような時代になっている。私たちにとっては、匿名性というか、名前や顔がわからなく、市から各課の配置一覧表をもらうが、そこに名前が出てこない。350名の方は名前のない職員という感じがある。保育士では何々先生ということで皆さんになじまれていると思うが、一般の職場では、どの方が職員で、どの方が会計年度任用職員なのかわからない。働いている方にとっても、自分が職員なんだけど職員ではないというような中途半端な感じがすると思うし、我々にとっても匿名性が高い職員の皆さんという感じがするので、名前があって顔があってという職員に対する親しみみたいなものがないことになるので、どこかで紹介することになるのか。

●総務人事課長： 現在の臨時職員の方には、職員用の名札を渡しているが、対外的にどこの課にどういう臨時職員がいるといったような周知はしていない。一般職員であれば広報に掲載して周知しているが、今後の検討課題とさせていただきます。

○磯辺副委員長： 市民が見た時に責任を持ってくれる人なのか、そうでないのかとか。親しみを持って付き合っていきたい人なのか、そうでないのかとか。待遇はよくしたが、働いている人たちの自尊心みたいなものも大事になるかと思うので、これだけ多くなってくると、その方々のお金以外での扱い方、存在そのものを認めていかなければならなくなると思う。

●総務人事課長： 各担当課に様々な臨時職員がいるが、その中で、臨時職員とはいえある程度責任は持っていて仕事をしてもらっているので、臨時職員についてある程度認められていると考えている。会計年度任用職員になると人事評価等も行うので、対等になっていくかと思う。

- 秋山委員：付託案件と直接関係はないが、関連で基本的な市の考え方を伺いたいのだが、臨時職員について、今回一般質問があった中で、学校放課後支援員と補助員の話があり、健康福祉部長が答弁を行った。同一労働・同一賃金という中で、15万円のボーナスを支給するという話であった。私は、人事や給与は、総務人事課で把握しているものだと思っていたが、臨時職員については、それぞれの部で規約により定めているということ。これは間違いな
いか。
- 総務部長：臨時職員の給与について、令和元年度までということになるが、職種別に時間当たりの給与基準を予算編成方針の中で示しており、事務補助の場合はいくら、保育士でこのような条件ではいくらというものを示している。これまで各事業課で、市長とも協議し、他の臨時職員と比較して、総合的に決めてきたものをまとめて、他の課で新たに臨時職員を使う時に差が出ないように一つの単価を示して使っている。また、事務補助の臨時職員についても、最低賃金の改正等があれば、適宜見直す形で示している。庁内でバラバラにならないような形で位置づけている。
- 秋山委員：それぞれの担当するところで、内容がわかっている人が労働賃金を決めるというのは当然かと思うが、最終的にそれを総括するのが総務人事課であり、予算編成の時にも上がってくることであり、当然認識していなければならないと思う。その中でボーナス15万円も出ますというような話をされたが、ボーナス賞与が賃金の性質を持つ場合、残業代とか給料と変わらず、労働基準法の規制は受けるので、当然、賃金の支払いはあるわけである。しかし、ボーナス給与の給付義務を定めている法律はない。労働契約・就業規則において支払いが明記されていれば、支払い義務が生じるが、そのようなものを交わしていなければ、手当を支給することができるということは、こちらの都合で手当を支給しなくてもいいという判断もできる。しかし、今言ったように労働契約とか就業規則に支払うことが明記されていれば、当然支払い義務はあるが、そういったものの、例えば一般質問ではそのような答弁をいただいたが、総務所管の中で臨時職員とかやるときに、そちらでは同一労働・同一賃金ということで、給与も上げますよ、ボーナスも支払いますよと言った時に、他の担当課との整合性として、向こうはあるけど、何も言われなところはないうことが起こりうるわけである。なので総務人事課の中で統一した考えを示して、その中で労働契約を結んでいると思うが、そういうことをきっちりやっていただきたいと思う。今後の意見として申し上げます。
- 総務人事課長：9月の議会で給与条例と会計年度任用職員の給与条例等を上程させてもらったが、その中で会計年度任用職員の期末手当の支給については規定されているので、例えば、総務人事課で出して、福祉部局では出さ

ないということではなく、一律に対応できるようになっている。

○秋山委員： 就業規程等の中にきちんと書かれているのか。臨時職員といろいろなトラブルが発生する原因となるので、しっかりやってもらいたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第51号 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

○石川委員： 4つの委員会の専門委員については1万8,000円据え置きで、その他の専門委員は5,000円減額の1万3,000円となるが、その理由を伺う。

●財政課長： 今回の減額については、議員全員協議会でも申し上げたが、県が1万350円、宇都宮市が9,200円、鹿沼市が1万2,000円、大田原市で1万5,000円という状況である。そのような中で、県にならうような形で見直させていたのだが、ご質問の中の4つの委員会について、史跡保存整備委員会の専門委員の方々は、日本を代表する先生方であり、専門的なご指導をいただきながらということである。今回の変更については、各課と協議をした中、文化財課との協議で、甲塚古墳が重要文化財に指定していただいたことや国の審議会の座長をされているような方であるので、この4つの委員会については、現行のままという形になったところである。

○磯辺副委員長： 専門委員の先生方の報酬を下げるということだが、各委員会や審議会に入ってくださっている専門委員の先生方とは例えばどういう方のことか。

●財政課長： 専門委員を定めることができるとされている委員会は今回の改正で、58の会議が入る。ここに入らない会議はその他の会議としていて、先生方については、学識の経験者としては大学の教授・准教授、建築の専門家、防災の消防関係の専門家などが会議に出席している。

○磯辺副委員長： 私も何らかの協議会などに参加しているが、どの方が専門委員なのかわからなかった。ここに記載のあるどの会にもいるわけではないのか。何人ぐらいいるものなのか。

●財政課長： 新しい条例の一部改正の中では58会議くらいと申しあげたが、今年度については50会議ほどで、実際に専門委員がいるのが今年度は28会議である。人数にすると39名となっている。

○磯辺副委員長： 1万3,000円になることについて、当事者に対して、条例が通ってから来年度もお世話になる場合に、お知らせや話し合いをしたりするの

か。

- 財政課長：今回財政的に金額を落とすという形にはなるが、一年前の新年度予算の各課ヒアリング時期に各課にこの件について提案し、了解を得たところである。文化財課についてはちょっと、というところもあった。
- 磯辺副委員長：当事者についてはどうか。
- 財政課長：当事者については確認できていない。
- 磯辺副委員長：当事者に失礼のないようにお話ししていただきたい。
- 総務部長：財政課長から各課に調整を進めるよう話しているが、すべての委員会が開かれているか、改めてどの課が話しているか分からないが、例えば総務部の契約検査課で実施している入札適正化委員会というのがある。メンバーは大学教授、弁護士、会計士とそれぞれ専門委員で、11月の会議の中で、12月上程議案で可決はされていない話だが、来年度こうなる予定なのでご了解いただきたいと説明した。すべての課ではないが、機会があれば話しているところもあると思われる。
- 磯辺副委員長：専門委員が医師の場合2万円とするとなっているが、なぜ2万円なのか説明願う。
- 財政課長：医師会についても健康福祉部を通してこの件について投げかけたが、結果として変更までに至らなかった。県の日額が1万9,050円という数字が出ており、県内の平均では2万円が多いという状況である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第54号 下野市自転車駐車場における指定管理者の指定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第56号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

《質疑・意見》

- 磯辺副委員長：事務の共同処理を行っているということだが、なぜ小山広域がこの機会に入るのか。第4号に掲げる事務とは公務災害の処理と伺ったが、公務災害といっても何か特定されているのだと思うが、議会議員も入っているのですよね。なぜこの部分だけ小山市が参加してくるのか。
- 総務人事課長：小山及び小山広域が入る理由は確認していないが、今回地方

公務員災害補償法第7章の規定による議会の議員、その他の非常勤の職員の公務災害なので、今回の会計年度に絡めて入ったのかと推測されるが未確認で正確ではない。

○磯辺副委員長： 総合事務組合とは、よくわからなかったが、自治体が負担金を支払って公務災害が起きたときはここから直接対象者に支払われるような形なのか。例えば市の職員の退職手当の支給もやっているが、これは退職手当を負担金として払い、必要になったら直接個人に支払われるような事務ということよろしいか。

●総務人事課長： その通りである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

なし

○岡本委員長： 付託以外に何かありますか。

○磯辺副委員長： FMゆうがおが12月20日から開局になるが、番組表はどこで見られるのか。

●総合政策課長： 番組表等が掲載される「マガジン」という冊子を運営事業者で作成中であり、開局前には間に合わないが25日には印刷し各世帯に配布できるよう進めている。

○磯辺副委員長： 世帯とは自治体加入者なのか。配布方法はどのようか。

●総合政策課長： 広報紙と同様に自治会長を通して配布する予定である。それ以外に未加入世帯もあるので、公共施設やスーパー、コンビニにも設置し、入手できるように進めていきたい。

— 執行部退席 —

5. その他

(1) 第四次下野市行政改革大綱(案)について [総合政策課]

●総合政策課長より資料に基づき説明

《質疑・意見》

○磯辺副委員長： 行革の庁内会議や推進委員会で、第三次についての検証などは行ったのか。

- 総合政策課長： 庁内の推進本部会議の中でも取り組みの状況について検証を行ったところである。行革大綱を具体的に進めていくための実施計画を作成しており、全部で90の実施項目を掲げ、それに対して検証したところ、計画通りに取り組んでいる項目が86項目、全体の96%という結果であった。また、やや遅れているものについては4項目あり、進んでいないという項目はなかったという状況である。
- 磯辺副委員長： 4項目とは何であったか。
- 総合政策課長： 実施計画の中で、1つ目として「職員提案制度を活用した行政サービスの向上、事務効率化の推進」、2つ目が「若手職員や女性職員の登用拡大」、3つ目が「職員提案制度の活用」、4つ目が「広告掲載事業の拡大」であり、この4つがやや遅れているという状況であった。
- 磯辺副委員長： 遅れている項目については、第四次でも掲載されているのか。
- 総合政策課長： 第四次の実施計画の中で、遅れているものに関しては、継続して進めていくということにしているが、第三次の項目数が90項目と数が多かったが、第四次の計画については、統合できるような実施項目については集約していく形で作成しているところである。
- 磯辺副委員長： 市の税収は、今のところそれほど減っていないはずだが、この計画期間の間には減っていくのか。横ばいとか上昇ということで捉えていた。今後長い目で見れば減っていくと思うが、計画期間中に減っていくと考えているのか。
- 総合政策課長： 配布している資料に、30年度までの歳出総額及び市税収入の推移のグラフがある。今後については、市税についても減収していくということも予測されるということもあり、その辺も課題の一つとして捉えているところである。
- 磯辺副委員長： よく考えると、市税収入が横ばいなのに、歳出あるいは扶助費等の義務的な経費が増えていけば、苦しくなってくるとは考えられると思うが、市税収入が4、5年ではそれほど減らないのかと思い質問した。
- 総合政策課長： 市税収入については、今後増加のほうも見込めないということで、また、合併特例債の活用期限が切れるということ、普通交付税の一本算定での減額により、さらなる財源の確保が必要になるというところが、今後の課題になると考えている。
- 秋山委員： 第四次行政改革大綱が決定したら、具体的な施策についてそれぞれのところで設けなくてはならないと思うが、スケジュール的に大綱が決定して、具体的施策に取り組むのはいつになるのか。推進項目で3つほど掲げているが、もっともだと思うことが載っているが、一つずつやっていった

らどうなのかと言えば、非常に難しいと思う。先ほど指定管理者の話があったが、1の(4)で民間活力活用の推進というものがあり、民間委託や民営化を推進するという時に、私のイメージで、ここは民間委託したほうがいいのか、これを委託すれば効率が上がるとか経費の削減とか、当然民間に委託するという大きな目的は経費の縮減と有効活用といったことがある。今まで考えられるべきものは、大体は入れてきたと思う。あとは盛り込まれていない部分では、期待するほどの成果が上がってこないと思う。具体的な施策を作る中で、ここはこうしたいとか、様々な事業や行事を民間委託して行うとか。私は長年スポーツ関係に携わってきたが、市民体育祭等を体育協会に委託するとか。彼らは得意な分野であり、様々なノウハウを持っているので、市との共催で実施すれば、スポーツの振興やスポーツに限らず、産業や福祉の面においても図ることができる。パブリックコメントではある程度限られており、文言等に関する意見が多く、計画についての意見はあまり出てこない。具体的な施策を作る段階で、各担当課でなるべく多くの市民や関係者との座談会等を行った中で意見を聞く形をとったほうがよいと思う。この課では、これに関しては一つは実施してくださいと、それで目的が達成すれば発展的解消で、次はこのような予算というような方向で、平たく予算付けしても難しく中途半端になってしまう。目玉として、うちの課ではこういうものを実現したいといったことを選択と集中ということで実施してほしい。トータル的にはこの4年間で実施していき、目的が達成できないものは、次の行革大綱に盛り込んでいく。全てこの4年間で達成するというのではなく、今まで取り組めなかった部分については、少し取り組んでいくというようなきっかけとか、たたき台的なものを積んでいき、将来的にはやるというような考えで進めていってほしい。

(2) 第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について

[総合政策課]

●総合政策課長より資料に基づき説明

○後日、開催される議員全員協議会において、質疑を行うことを確認

《質疑・意見》

なし

閉 会